

鞍手町分別収集計画書

(第 10 期)

令和4年6月

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6条に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する物に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別の実施に関し重要な事項	5

鞍手町分別収集計画

1 計画策定の意義

本町の町づくりは、“新たな力で躍動するまち くらて”の将来像を目指し、具体的な施策の大綱を三つの柱によって構成している。この三つの柱の中で廃棄物処理対策は、「みんなでつくる快適な生活環境」として位置付けられている。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物の処理の現状は、宮若市外二町じん芥処理組合による広域的処理体制を確立し処理を行っている。可燃ごみについては、平成14年11月から焼却処理を廃止し、ダイオキシン類対策に優れ環境にやさしいといわれるごみ固形燃料(RDF)化施設にて処理し、不燃物については、粗大ごみの破碎処理の外、ビン、カン、ペットボトルの選別処理を行っている。

RDF化施設を適切に操業していくためには、分別収集の徹底やリサイクル等によるごみの減量化は必要不可欠なものであり、広域的な連携を図り収集業務の拡充と処理施設の適正な維持管理に努めなければならない。また、地球温暖化対策の推進のため温室効果ガスの排出を抑制し環境負荷の低減に努めなければならない。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の多数を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ③ 町民参加型のごみ減量運動とリサイクル運動の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ缶、スチール缶、無色ガラス、茶ガラス、その他のガラス、ペットボトル、段ボールを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	294 t	290 t	286 t	282 t	278 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては宮若市外二町じん芥処理施設組合を構成する各市町の行政、町民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

① 再資源化及びごみ減量化に対する補助制度

自治会、PTA及び子ども会等の町内の再資源化推進団体が、再資源化対象物を収集し、リサイクルルートに乗せることにし奨励金を交付しているが、今後も事業を継続し、ごみの再資源化や減量化を推進する。

厨芥類のコンポスト及びEM菌による堆肥化に対し奨励金を交付しているが、今後も事業を継続し、ごみの減量化を推進する。

② 町民に対する分別収集、排出抑制の啓発

町の広報誌、ホームページを通じ、ごみの分別排出や排出抑制、資源回収拠点回収事業の利用推進、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する教育啓発活動に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、宮若市外二町じん芥処理施設組合が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄に示す。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装	缶とガラスびん
主としてアルミニウム製の容器包装	
主として無色ガラス製の容器包装で、無色のガラス製容器	
主として無色ガラス製の容器包装で、茶色のガラス製容器	
主として無色ガラス製の容器包装で、その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油を充てんするためのもの	ペットボトル
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
	白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主として鋼製の容器包装	15t		15t		15		15t		14t	
主としてアルミウム製容器包装	13t		13t		12t		12t		12t	
無色のガラス製容器	(合計) 13t		(合計) 13		(合計) 13t		(合計) 12t		(合計) 12t	
	回収量 13t	独自処理 0t	回収量 13t	独自処理 0t	回収量 13t	独自処理 0t	回収量 12t	独自処理 0t	回収量 12t	独自処理 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 25t		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 23t	
	回収量 25t	独自処理 0t	回収量 25t	独自処理 0t	回収量 24t	独自処理 0t	回収量 24t	独自処理 0t	回収量 23t	独自処理 0t
その他のガラス製容器	(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t	
	回収量 6t	独自処理 0t	回収量 6t	独自処理 0t	回収量 6t	独自処理 0t	回収量 6t	独自処理 0t	回収量 6t	独自処理 0t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油を充てんするためのもの	(合計) 15		(合計) 15		(合計) 14		(合計) 14t		(合計) 14t	
	回収量 15t	独自処理 0t	回収量 15t	独自処理 0t	回収量 14t	独自処理 0t	回収量 14t	独自処理 0t	回収量 14t	独自処理 0t
主として段ボール製の容器	3t		3t		3t		3t		3t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	1t		1t		1t		1t		1t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t	
	回収量 2t	独自処理 0t	回収量 2t	独自処理 0t	回収量 2t	独自処理 0t	回収量 2t	独自処理 0t	回収量 2t	独自処理 0t
	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
(うち白色トレイ)	回収量 0t	独自処理 0t	回収量 0t	独自処理 0t	回収量 0t	独自処理 0t	回収量 0t	独自処理 0t	回収量 0t	独自処理 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※ここでのいう、直近年度（令和3年度）を含めた過去の分別基準適合物等の収集実績量についても、公表に備え別途整備することが必要である。

また、人口変動率は、本町の近年の人口変動を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
14,944 人 (対前年度比) 98.6 %	14,735 人 (対前年度比) 98.6 %	14,529 人 (対前年度比) 98.6 %	14,326 人 (対前年度比) 98.6 %	14,126 人 (対前年度比) 98.6 %

10 分別収集を実施する物に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		分別の区分	収集・運搬	選別・保管
缶	スチール	缶とガラスびん	町による定期回収 宮若市外二町じん芥処理 組合での拠点回収	宮若市外二町じん 芥処理施設組合
	アルミニウム			
びん	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収 宮若市外二町じん芥処理 組合での拠点回収	宮若市外二町じん 芥処理施設組合
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	食品用トレイ類	宮若市外二町じん芥処理 組合での拠点回収	宮若市外二町じん 芥処理施設組合
（白色発砲スチロール製食品トレイ）	白色トレイ	食品用トレイ類	宮若市外二町じん芥処理 組合での拠点回収	宮若市外二町じん 芥処理施設組合
段ボール	段ボール	段ボール	自治会等による集団回収 宮若市外二町じん芥処理 組合での拠点回収	民間業者 宮若市外二町じん 芥処理施設組合
飲料用紙製容器	紙パック	紙パック	宮若市外二町じん芥処理 組合での拠点回収	宮若市外二町じん 芥処理施設組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

宮若市外二町じん芥処理施設組合の施設において、町による定期回収分は、手選別後、圧縮、保管、公共施設拠点回収を行った分については、宮若市外二町じん芥処理施設組合所有のストックヤードに一時保管し指定法人及び民間再生事業者へ引渡しを行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別の実施に関し重要な事項

固形燃料化施設で製造されたRDFは焼却発電施設でサーマルリサイクルされるが、効率的な発電には紙製の容器やプラスチックの容器が必要不可欠であるため、分別収集は実施していない。しかしながら、廃棄物の減量や資源の有効利用を図る地域づくりを目指し、資源物拠点回収事業の利用推進・啓発等、町民へごみ減量化への意識・意欲が向上するように、家庭から多く出されるプラスチック製容器包装、段ボール等をRDFの品質に影響しない程度の分別収集を行う。